

N 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

発行人 南部 美智代

No. 162

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 5F

Tel 03-3259-1287 URL <https://www.rofuku.net>

第 1 回幹事会 2020 年度の活動計画、年間日程を確認

中央労福協は 1 月 20 日に第 2 回三役会、2 月 6 日に第 1 回幹事会をそれぞれ東京都内にて開催し、2020 年度活動計画や年間日程を確認した。

昨年 70 周年を迎え、第 64 回定期総会で採択された「労福協の理念」と「労福協の 2030 年ビジョン」の実現に向け 2020 年度の活動を開始した。

幹事会では冒頭、中央労福協・神津里季生会長が、世界経済フォーラム（ダボス会議）では、経済界を含めてこれまでの株主資本主義からステークホルダー資本主義への転換が大きなテーマになっていることを紹介しつつ、労福協やそれぞれの組織が本来持っている方向性を大事にしながら当面の課題を乗り越えていこう」と挨拶した。

2020 年度の活動計画では 2020 ～ 2021 年度活動方針に基づき重点課題として右に記載の通り、取り組みの具体化をはかっていく。

主要年間日程では、機関会議や加盟団体会議、2020 年度全国研究集会（6 月 11 日～ 12 日 京都市）、加盟団体代表者会議（11 月 20 日）などの日程を確認した。



第 1 回幹事会の様子 = 2 月 6 日、東京都内

● 重点課題

- ①大規模災害に強い社会づくり
- ②奨学金制度の改善と教育費負担の軽減
- ③労働組合と事業団体の「ともに運動する」関係づくり
- ④加盟事業団体相互の連携と協力関係の強化
- ⑤ライフサポート事業の推進
- ⑥地域共生社会づくり
- ⑦生活困窮者自立支援制度の拡充と生活・就労支援の強化
- ⑧人材の育成と財政基盤の確立

労働組合と労働者福祉事業団体・協同組合が必要とされる存在に！

中央労福協は 1 月 24 日、東京都内にて第 1 回労働組合会議を開催し、27 加盟労働団体が出席した。労働者福祉運動のこれまでとこれからを学び、2020 年度活動計画について意見交換を行った。

冒頭、座長の伊藤敏行副会長（フード連合会長）から労働組合会議の位置づけについて触れ、開会した。

第 1 部として、中央労福協前副会長の黒河悟氏を講師に「労働運動と労働者福祉運動の意義と役割」と題し勉強会を行なった。中央労福協結成 70 年を振り返り、連合結成前後の時代背景や労働組合運動について、さらには、その時代に求められた労福協の役割が紹介された。さらに労福協の 2020 年ビジョン総括と 2030 年ビジョンの実現に向けた今後の展開について、労働組合や福祉事業団体に求められる役割と期待が述べられた。

最後に、昨年 ILO が 100 周年を迎えたことにも触れ、労働組合と協同組合の存在と役割の大きさについて期待が込



座長を務める伊藤敏行副会長 = 1 月 24 日、東京都内

められた。

第 2 部では、労働団体からの選出幹事に特別枠として労済労連を選出することを確認した。また、南部美智代事務局より 2020 年度活動計画（素案）が提起され意見交換を行った。今年度も自主福祉事業への理解を深めるために加盟労働団体トップ訪問活動を積極展開し、全国福祉強化キャンペーンとの連携をはかっていくことを確認した。

中部ブロックより 次の 10 年も ともに歩んでいく

第 45 回定期総会／結成 50 周年記念レセプションを開催

中部労福協は 2 月 4 日、大阪市内において第 45 回定期総会を開催した。北陸、東海、近畿の 12 府県労福協および加盟団体等から 64 名が出席した。

冒頭の挨拶で、辻政光会長は「中部労福協結成 50 周年という歴史を踏まえ、“福祉はひとつ”という創業の精神に基づき、これからも 12 府県の単協が力を合わせ前進していこう」と呼び掛けた。続いて、中央労福協・南部美智代事務局長、大阪労福協・田中宏和会長、大阪府・土肥洋子商工労働部労働政策監より来賓挨拶を受けた。

総会では、2020～2021 年度活動方針案、会計予算案など 5 つの議案すべてが満場一致で承認された。なお、役員改選では、富山県から兵庫県に事務局が交代し、兵庫労福協の辻芳治会長と野々口光義事務局長が新たに中部労福協の会長、事務局長に就任した。最後に辻芳治会長が就任の決意を述べ総会は閉会した。

記念講演として、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科の澤田雅浩准教授をお招きし、自然災害からの被害を軽



結成 50 周年記念レセプション（歴代役員表彰の様子）

減するための地域での取り組みの重要性について認識を深めた。また、終了後には中部労福協結成 50 周年を記念したレセプションを開催。この 10 年を支えた歴代役員を表彰しその功を称えるとともに、次の 10 年後を見据えた活動の充実・発展を誓いあった。

南部ブロックより 2020 年度定期総会を開催

南部労福協は 2 月 19 日、宮崎市内において 2020 年度定期総会を開催し、九州・沖縄各県より総勢 57 名が参加しました。

政府発表の GDP や有効求人倍率の上昇という景気指標とは裏腹に、勤労者の実質賃金は低下し続け、恩恵は富裕層や大企業のみというのが日本経済の実態であり、強いものがより強く、中間層の崩壊により、格差がさらに拡大していることが今明らかとなっています。

こうした働く者の厳しい環境の中で、南部労福協に結集する各県労福協や福祉団体、労働組合は、ともに課題を共有化し、ライフサポート事業や自治体要請、共助拡大などのあらゆる取り組みを展開してきました。特に奨学金制度改善、借換促進の取り組みでは九州・沖縄県労働金庫と連携し、先導的な取り組みを展開してきました。

総会では、こうした 2019 年度の活動総括と 2020 年度の運動方針を満場一致で可決承認されました。奇しくも、中央労福協創立 70 年、連合結成 30 年というタイミングに、労働者福祉運動の果たす役割はますます大きく、組織基盤を確かなものとし、具体的な活動を真摯に展開することが



挨拶する大久保貴司会長（宮崎中央会会長）

求められています。

南部労福協は、全国の仲間とさらに連携を強め、本定期総会を契機にさらに社会的役割を果たしていくことを目指します。

総会終了後には、中央労福協の花井圭子参与から「現状に真向かい、さらなる労働者福祉運動の前進に向けて」と題し記念講演があり、労福協の理念と新たな 2030 年ビジョンを改めて確認し、今後の運動の士気を高める機会となりました。

連載

助け合い・支え合いの現場から 第3弾



(一社)静岡県労働者福祉協議会
前専務理事 大滝 正 さん

第2回

地道な意見交換の実践が

静岡県における運動の柱

静岡では、労働者自主福祉運動の定義を「労働者が相互扶助や協同・連帯の理念と手法に基づき自主的に福祉活動の主体となり自らの資金と組織によってその生活上の問題解決にあたる活動」として定め、運動史の講義などではそのことを冒頭に確認します。その定義からいえることは、自主的に行う以上、運動への理解者と事業団体の利用者が多く存在することが生命線です。したがって、地域においては、様々な取り組み展開の際には地域・地区の幹事会等で議論し進めていますし、県レベルでは5団体会議（労福協・連合・労金・こくみん共済coop・ライフサポートセンター）を東中西の各地域で2か月に1回「情報の共有化、各団体活動への相互理解、課題や戦略への意見交換など」を目的に開催し、事業団体間では同じく2か月に1回各団体の専務クラスによる「事業団体責任者会議」を開催しています。また、2020年ビジョンへの取り組みの際には、2012年に「労働者自主福祉シンポジウム」を開催し、高橋均講師による記念講演と労組と事業団体役員によるパネル討論を実施し、その後、東中西の各地域単位の討論会を開催し、労働組合の抱えている課題や事業団体との関係性など様々な観点で議論を展開しています。静岡の取り組みとしては、この後報告しますフードバンクや地域役立資金の取り組みなど外部的に発信力がある取り組みがクローズアップされがちですが、これらの地道な意見交換会・情報還元策があってこそ大きな取り組みにつながっていると思っています。まさに、「原則」にあった“統一と団結”のため、“地域が活動の拠点”であるからこそ皆で話し合って進めています。

2013年に実施したビジョンに対する地域の討論会では様々な意見が出され、結果として県労福協では現状の課題を①労働組合としての本質的な機能不全への危機感[労組の本質的な役割発揮（経営のチェック、世話役活動などの相互扶助取り組みなど）の難しさ、



2015年度 労福協幹事会における意見交換

組合員に対する求心力の低下懸念（集団よりも個の意識、世話役活動の難しさなど）、②自主福祉運動に対する理解不足の懸念[運動の伝承と教育の充実の必要性（役員交代への対処、歴史から学び時代に合った取組の構築など）、参加型による取組みでの理解度向上（運動論の浸透・広がり策、各階層・女性の参加など）、③労金・全労済活動充実への方策[労組と福祉事業団体との絆重視（労組が取組むことの意義、労金の役割浸透など）、労金・全労済側の取組み強化（商品競争力の向上、教宣活動の充実、運動面メリットの強調など）]としてまとめました。労組役員・事業団体役員としては痛いところを突かれるようなまとめとなりましたが、現状の姿の本質を突いているという意見が多く、しっかりその現状を捉えて次なる展開につなげていくことになりました。

また、2018年度には、若年層の意見を聞く機会として労福協や労金・全労済の運営委員会などに組織されている「若者の会」との意見交換会を県労福協として実施し、若年層の意見反映を進めていますし、2019年度は、労福協方針への意見交換会として各地域役員と県労福協役員の対話集会を開催しています。

やはり、運動への理解者と事業団体の利用者を増やすには、地道な意見交換や情報還元が必要であり、今後も静岡の取組みの大きな柱であると思いますし、そのことを疎かにしたら静岡の運動は進められません。

【お詫びと訂正】 2019年11月29日に発行致しました第159号（2019年11月29日発行）第12面の記事内に誤記がございました。関係各位並びに読者の皆さまへ謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正致します。

西部ブロック第38回研究集会記事 島根県知事御氏名

（誤）松山達也・島根県知事

（正）丸山達也・島根県知事

全労済協会 阪神・淡路大震災25年の軌跡

事前防災と地域コミュニティの再生を！

全労済協会は1月22日、東京都内においてシンポジウム「震災を正しく恐れ正しく備える」を開催し、約300人が集まった。

講演Ⅰでは、室崎益輝・兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授より「阪神・淡路大震災25年を振り返る～被災者支援・市民運動の歴史」と題し、震災の教訓をはじめ、ボランティア元年となった当時の市民運動を振り返り、残された課題と新しい課題について述べられた。この間の災害では事前防災や危機管理の弱さが課題となったことから、今後想定される巨大災害に対する特別措置法の法制化、災害ボランティア支援制度の構築が求められる。

講演Ⅱでは、津久井進・弁護士より、「被災者生活再建支援法の課題を探る」と題し、現行制度創設の経過をはじめ災害時（申請給付）における課題として、全壊・大規模半壊家屋限定の支援であること、同一災害なのに地域によって支援の幅が異なること、世帯単位の給付で被災者個々の支援になっていないこと、給付額の不足など制度基準の改善に向けた問題提起がされた。

トークセッションでは、室崎氏と津久井氏の両名と渡辺真理・アナウンサーがファシリテーターとして登壇し、私



トークセッションの様子 1月22日、東京都内

たち市民が平時からできることや備えについて、各地域における具体事例を参考に、政府や民間企業、市民の役割として、“人間の復興や共済は事前復興の一つ”などをキーワードにトークが繰り広げられた。

これまで、大規模災害時に浮き出た課題はすべて、次の災害直後に制度化されており、後手後手となっていること。南海トラフ地震や首都直下型地震規模の国難に対処する特別法の早期制定、地域コミュニティの再生に向けた共生社会づくり等に対し、我々市民一人ひとりが声をあげていくことが求められる。

連載 53 二〇二〇年二月

協同組合と政治的中立③

農協と異なり、危険視？された生協や労働金庫

農協法や信用金庫法の沿革は、一九〇〇（明治三十三）年の「産業組合法」に遡る。購買・販売・信用・生産事業を包含したわが国最初の協同組合法である。日清戦争後の恐慌下、人口の8割を占める農民や小商人の困窮による社会不安を抑え、地方経済の維持・充実をはかるために、政府主導で制定された協同組合法で、認可・解散権が政府にあった。それゆえ、同じ協同組合でも政府にとって目障りな労働者生協だけは、監視・弾圧の対象とされた。戦後の農協法や信用金庫法は、その延長線上に制定されており、政府に抗うことは想定外で、「政治的中立」規定を置くことなど、思いもつかなかったのではなかろうか。今日政府が「創設時にこのような規定を置く必要性があったのかどうか、個々に判断した結果」と曖昧にしか答えられないのは、そのためだと思われる。

いっぽう、生協法や中小企業等協同組合法・労金法は事情が違った。生協法の当初案を作成したのは、戦前解散命令を受けた労働者生協の人々だし、労金法制定に奔走したのは、産業報国会にも抗い弾圧された総同盟の人たちであった。また、一九五三（昭和二十八）年に労働金庫法が制定されるまでの間に設立された労金は、昭和二十四年に制定された「中小企業等協同組合法」に基づく「信用組合」として発足した経緯がある。

昭和二十二年四月の総選挙では、社会党が第一党となり、片山内閣が誕生。商工業者が生協法制定反対運動を起し、労働組合が金融を支配するのではないかと恐れられた時期でもある。そうした時代背景の中で制定されたのが、これらの法律なのであった。

農協法にはない「政治的中立」条文は、つまるところ生協や労金を労働者政党の兵站にさせてはならないという資本・経営側の強い思惑が働いた結果だとして考えられないのである。

しかし、前回述べたようにICAの「政治的中立」原則は、もともと政治活動の制限を意味するものではなかった。貧困や環境問題が地球規模での課題になっている今日、生協や労金は、人間らしいくらしの創造と、持続可能な社会の実現のために、委縮せず自らの主張を政治的にも社会的にももっと堂々と主張し、行動すべきだと思うのだ。この項終わり（高橋均）